

国民生活審議会 消費者政策部会
消費者契約に関する検討委員会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成20年2月5日（火） 10:00～11:14

2. 場 所 三田共用会議所 第3特別会議室

3. 出席者

（委員会）

松本部会長、山本豊委員長、阿部委員、夷石委員、笠井委員、鹿野委員、河上委員、神田委員、菊地委員、藏本委員、佐々木委員、白川委員、田口委員、野坂委員、浜田委員、平田委員、丸山委員、山本敬三委員

（事務局）

堀田官房審議官（国民生活局担当）、加納国民生活局消費者団体訴訟室長

（ヒアリング説明者）

磯辺浩一氏（特定非営利活動法人消費者機構日本理事・事務局長）、西島秀向氏（特定非営利活動法人消費者支援機構関西事務局長）、高原謙治氏（社団法人全国消費生活相談員協会理事・事務局長）、長野浩三氏（特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク理事・事務局長）、長井貴義氏（特定非営利活動法人消費者ネット広島理事）

4. 概要

（1）関係者からのヒアリング

資料1-1及び資料1-2について消費者機構日本から、資料1-3について消費者支援機構関西から、資料1-4について全国消費生活相談員協会から、資料1-5について京都消費者契約ネットワークから説明の後、以下の議論が行われた。

○ それぞれの団体で情報収集について意見交換や調整はされているのか。

→ 情報収集の過程での連携は今のところ特にしていないが、内閣府と適格消費者団体だけが見られる掲示板において、裁判外の差止請求も併せて差止請求権の行使状況に関する情報は共有できる仕組みとなっており、その段階で調整が必要なものについては個別に協議することになると思われる。

→ 110番の活動をやっているが、事後的に情報の提供依頼をしても7、8割の方に断られるなど情報収集には難しい部分があると思う。申入れ等に至る事案は、会員の弁護士や司法書士が受任した案件につき、本人の了解を得て情報提供がされたものである。

→ 週末電話相談や110番が中心だが、差止請求や申入れに結び付くものはそれほど多くはない。東京都との連携を図っている。

→ 110番を基本として、会員の弁護士、司法書士が受任した事件から申入れ案件への発展もある。現在、消費者被害に関する情報は行政窓口を集まっており、適格消費者団体にそのまま情報が流れ込んでこない状況にあるので、その情報提供をどうするかが問題だと思う。京都府では、PIO-NET 情報よりも詳しい内容を適格消費者団体に提供するという条例を作っている。今後、京都府とはその条例を使って、また京都市とは個別の協議を通じて連携していくことを考えている。なお、通知・報告に関する情報共有について、都道府県にまで拡大すること

には反対である。

→ 110 番活動の事例をもとにするほか、消費生活相談員から相談者本人の了承を得た事例について報告を受けている。

(2) 取りまとめ

資料2について事務局から説明の後、以下の議論が行われた。

○ 立法形式はどうするのか。三法別々なのか、消費者契約法を改正して、その関連で他の法律を改正するのか。

→ 立法技術的な問題であり調整中だが、消費者契約法及び景表法・特商法の改正法という形で出すこともあるし、あるいは景表法・特商法それぞれの改正の中でこれをやるということも技術的には可能なので、そこは調整をしていきたいと思う。

○ 今、消費者団体の方から掲示板を都道府県まで拡げることについては慎重にという意見があったので、掲示板を都道府県に導入することについては、しばらく状況を考えながら検討していただければと思う。しかし、東京都は地元の適格団体と協定を結んで PIO-NET 以上の情報交換をしており、そうしないところも、消費生活センターにある情報には消費者団体訴権の要件を裏付けるものや、参考とする情報が多く含まれるので、そことの連携はかなり必要かと思われる。今回の報告書には、特に国との情報交換だけしか見られないが、趣旨としては地方自治体との情報共有は様々な形で密接に連携を図って行うべきではないかと思われるので、今後、執行状況を見ながら考えていただければと思う。

○ 今回の報告書の方向、認定手続や監督を一本化することについては賛成するが、今後の方向について一つ確認しておきたいことは、特定商取引小委員会で議論をしていた際、団体訴権を導入するときに消契法がスムーズに動いてくれるかどうか、消費者契約法の改正という形がスムーズに行くかどうか非常に不透明なところがあったが、今後はそういった連携というか個別の関連消費者保護法で団体訴権を入れる際には、消費者契約法の改正がスムーズに動くということを期待してもよいのかということと、逆に総論の部分の扱う消費者契約法のところで、むしろこういう各種消費者保護法規には団体訴権を導入してしかるべきだという議論をしていてもよいのかという点について確認させていただきたい。

→ まず、第一点目の消費者契約法における改正がスムーズに行くかということについては、特定商取引小委員会の中の議論として認定の統一化の問題については、政府全体で検討していくべき課題であるというような表現がされていたと思うので、それを踏まえて内閣府、公正取引委員会、経済産業省で今回連携をしてこういう方向性を示し、その方が政策的に好ましいと考えるから今回はこうしたということであって、それが政策上好ましいのであれば、消費者契約法改正は当然積極的に行うべきであると思われる。

次に、他の消費者保護法規への導入については、やはりそれぞれの法の趣旨・目的をよくとらえた上で一本化の是非を考え個別に一つ一つ検討していかないと、法体系の問題が生じるのではないかと思われる。

○ 二点、質問ないしは意見という形で述べさせていただく。

まず一点目は、景表法及び特商法の問題かもしれないが、政府部内でどのような意見があったのかを質問させていただきたい。これらの法律は実体法の規定を含んではいるが、行政法規として少なくとも公法に位置付けられる規制があるところへ消費者団体訴訟制度を導入する際に、規制の意味が変わるのか変わらないのかということが気になる。行政規制ですと、基本的にはしてはいけないこと、あるいはすべきであることが行政法規によって定められて、その違反については行政的な規制がかかってくるという位置付けでよかったかと思うが、この点も含めて消費者団体訴訟制度がカバーしてくるということに仮になってくると、行政に対してこういうことをしてはいけない、こういうことをしてもよいということだけではなく、社会一般について、やはりこういうことはしてはいけない、こういうことはすべきであるという規制の広がりが出てくるのかという印象がある。個々人が相手方に対してこういうことをしろ、するなということを言えるかどうかというのは別問題なのかもしれないけれども、少なくとも従来司法が問題としていた横の関係、市民間関係、市民と事業者との関係においても、こういうことをしてはいけない、すべきであるというような規制としての意味合いを持ってくるのではないかなと思います。そういうような規制の意味合いの変化について、こういう案を出される中で政府部内でどのような意見、議論があったのか教えていただきたい。

二点目は、立法形式の問題について。今回は、事務局から発言のあった方向で行くのが穏当なのかなと思われるが、今後このような形で広がっていくと、現在の消費者契約法の中で対応するだけで本当によいのかということがやはり問題になってくると思われる。方向としては、二つあり得ると思われ、一つには、消費者団体訴訟の部分を実体規定から切り離して、ドイツのように差止訴訟制度という純化した形で法律を作って、そこに様々なものをつなげられるようにしていくのが1つの方向かなと思われる。もう一つの方向として、消費者契約法の実体規定を含めて、特商法等を含めたより大きな統合された法律あるいは法典を形成していき、その中に実体規定と訴訟制度を取り込んでいく方向が見えてくるところだと思われる。

以上二点について、可能な範囲でコメントをいただきたい。

→ まず第一点目の行政規制との関係について、例えば景表法には表示規制及び景品類に関する純然たる行政規制があり、それをそのまま差止めの対象とするのは、法体系の関係からやや問題があるのではないかと考えられるので、立法化としては民事実体権としての差止請求権として構成し直す必要があると考えている。

二点目の今後のあるべき姿については、もし仮に他の消費者保護関係法規へという話になれば、差止訴訟法といったことも選択肢の一つになってくるのではないかなと思われるが、政府内で詰めて検討されているわけではない。

○ 立法形式について、できれば消費者契約法を優先していただきたい。三法が別々に団体訴権を導入するということになると、同じ事業者の同じ事件に対して三つの入り口ができてしまい、これは非常に不本意であるので、できるだけ消費者契約法の中で景表法あるいは特商法の団体訴訟も扱ってほしい。その上で、特に消契法第44条の移送あるいは第45条の弁論の併合については、同じ規律に服することが前提だと思う。

→ 立法形式については純然たる法技術な問題であるため、出口はどちらも同じある。消費者契約法にまとめるといった趣旨も、景表法及び特商法の改正法とするといった趣旨も立法技術の問題として、例えば景表法に合わせるなら景表法改正法を提出して、消費者契約法の第何条を改正するという形で景表法改正法案の附則に書くテクニックもあるので、こうした形のことを述べただけであり、いずれにしても消費者契約法に一本化することには変わりはない。

また、同一事件の問題については消費者契約法上の規律がすべて及び、第 44 条、第 45 条の規律も及ぶという形の整理になろうかと思われる。

○ 認定・監督・更新の手続を消費者契約法一本にすることについては、消費者団体の方では煩瑣な手続を何度も行う労力が省けると歓迎されているようであり、また、行政の方でも行政コストの削減というメリットがあると思う。それから、事業者の方でも応訴負担が軽減されることは間違いないと思う。いずれの関係者にとってもメリットがある制度だと思うので、是非この方向で進めていただきたい。

確認の意味で伺うが、適格消費者団体は消費者契約法上に書かれている認定基準あるいは責務を負うだけであって、景表法と特商法の関係で、監督は行政内部で調整を取り合っており、適格消費者団体にその関係で責務を負わせることはないか。

→ ない。

○ 基本的には賛成だが、それぞれの法律の運用について、差止請求権の行使についてはそれぞれの解釈に委ねると書かれており、今回はこれで仕方がないと考えているが、この委員会としては、今後、別の特別法について問題となる度に、それぞれの法律の運用の解釈に委ねるという態度は取らない方がよいと思われる。いくつかの規定に関しては、やはり解釈水準を統一した方がよいものも多く、特商法や景表法に関しても消費者契約法とレベルを変えた方がよいのか悪いのか本当はもう少し考えた方がよく、今回はそれぞれの解釈水準に合わせて差止請求権を行使させることにするけれども、これがよいという趣旨ではないことを確認しておいた方がよいと思われる。

→ 特商法と消費者契約法の関係でいえば、消費者契約法が 2000 年に施行され、2002 年に特商法改正をして不実告知による取消権が導入された段階で、実はこの問題は生じており、意識もしている。個別の消費者の取消しの権利も含めて、それらを全体的に統合するという作業は大作業になるので、そういう問題意識はあるがそれは今後の議論に委ねるという意味でこのペーパーにはとりあえずまとめているのかと思う。それは夏以降の議論を待ちたいと考えます。

— 以 上 —